

令和5年度 第4回旭川方面旭川東警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和6年2月27日（火）午後1時30分から午後2時45分まで

2 開催場所

旭川方面本部 大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 7人（定員10人）

会 長 成 田 隆

副 会 長 牧 惠 美

委 員 阪 本 由 美、羽 根 敏、古 屋 弘 美、
半 澤 友 貴、那 須 善 雄

(2) 警察署員 6人

署 長 藤 川 学

副 署 長 中 田 政 利

刑 事・生 活 安 全 官 定 免 正 樹

地 域 官 上 野 健 太 郎

交 通 官 前 川 貴 成

警 務 課 長 荒 川 裕 司

4 会長挨拶

5 署長挨拶

6 業務概況説明

(1) 刑法犯認知・検挙状況

(2) 特別法犯検挙状況

(3) 主要事件の検挙状況

(4) 生活安全課広報啓発状況

(5) 山岳遭難救助隊の活動状況

(6) 交通死亡事故等発生状況

(7) 交通課広報啓発状況

7 諮問事項「警察安全相談」について

今回個別テーマ「警察安全相談」の説明したところ、委員から次の意見があった。

委員 ～ 警察においても相談窓口や電話対応などでカスタマーハラスメントに苦慮する場面があることと存じる。

警察安全相談の趣旨を正しく認識し、正しく「#9110」を利用

てもらうには、自治体や市町村社会福祉協議会との連携、回覧板による住民への周知活動が有効であると考えます。

警察 ～ 関係機関との連携は前向きに検討したい。
回覧板による広報啓発活動は、住民への周知に、いまだ有効であることを再認識した。「#9110」の周知に関するチラシ等の配布に今後活用していきたい。

8 その他の意見と警察の説明

前回個別テーマ「市町村における犯罪被害者支援条例の必要性」の説明に際し、諮問事項を示していたところ、委員から次の意見があった。

委員 ～ 町役場の総務課では、他の自治体の事例を紹介してもらいたいとのこと、警察署から説明に訪れてはどうか。

警察 ～ 是非、説明に伺いたい。